

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第405号）

〔 公務内容及び執務状況関係資料不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和6年9月24日）

第一 審査会の結論

大阪府知事が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和2年9月23日付けで、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

令和2年9月23日における、〇〇部〇〇室〇〇課〇〇課長に係る同日のおおむね13時30分から14時30分の間の公務の内容や執務状況等がわかる資料等の全て。

- （1）出勤簿の写し
- （2）幹部職員行事予定表又はそれに類するもの
- （3）出張であれば旅行命令簿の写し
- （4）公務の内容が例えば「議会对応」であれば、
 - ア 同時間帯に送受信した関係メールの写し
 - イ 会議出席であれば、議事録等の写し
 - ウ その他「議会对応」を行っていたことを示す資料等

- 2 同年10月6日付けで、実施機関は、本件請求に対し、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、本件請求のうち、前記1（3）及び（4）については、以下の理由を付して、審査請求人に通知した。

（公開請求に係る行政文書を管理していない理由）

公開請求に係る行政文書を管理していないため。

- 3 同年11月7日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件審査請求に係る処分を取り消す、との決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

本件は、令和2年9月23日における〇〇室〇〇課〇〇課長の動静確認のために関係資料等の公開請求を行ったものである。

同課長は、同日のおおむね13時30分から14時30分の間に「議会对応」を行っていたとされ、同時間帯に行われた企画厚生課（ストレス相談室）における産業医面談を欠席した。

そして、その旨（〇〇課長は議会对応で産業医面談を欠席する）は、当日の産業医面談に代理出席した同課の〇〇が、産業医面談に臨席した一同に向けて告げたものである。

いやしくも課の幹部職員たる〇〇が公式の場で虚偽を述べることは考えられないので、〇〇課長は同日、同時間帯に確かに「議会对応」を行っていたと考えるのが通常である。

「議会对応」は、通常職員単独で行うものではなく、必ず関係した議員や職員等が存在するものであり、公開できる資料や記録等が一切ないことは有り得ない。

そして、もし〇〇課長が「議会对応」を行っていなかったのなら関係資料や記録がないことには理解ができる。ただし、この場合は、公式の場（産業医面談）を虚偽の理由で欠席したことになり、そう告げた〇〇と上司たる〇〇課長の責任は免れない。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 弁明書における主張

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

条例第13条は、実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、速やかに、請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政文書を管理していないときを含む。）は、その旨を決定し、速やかに、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないと定めている。

本件行政文書は実施機関で管理していないため、条例第13条第2項に該当するため、非公開決定したものである。

(3) 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 実施機関説明における主張

審査請求人は、令和2年9月23日における、〇〇部〇〇室〇〇課課長の公務内容や執務状況等が分かる資料等の公開を求めているところ、本件審査請求に関し、当時、課長は確かに議会对応を行っていたが、事前に予定日時や集合場所を通知するメール等はなく、また、対応した当日のメール、議事録等の記録や資料もないため、不存在による非公開決定を行ったものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、〇〇部〇〇室〇〇課課長が、令和2年9月23日の概ね13時30分から14時30分の間に、「議会对応」等を行っていたことが分かるメール、議事録、資料等の公開を求めている。

実施機関は、同課長が議会对応等を行っていたことを示す資料は存在しないと主張している。

この点、本件議会对応においては、事前に日時や場所を周知するメールはなかったとのことであるが、特に議会の会期直前から会期中においては、緊急的な対応が求められることも想定されるところ、令和2年9月23日は、令和2年9月議会の会期中であり、課長あてにメール等で対応依頼が無かったとしても不自然ではない。

また、議会对応に当たっては、部局内での様々な準備や事実上のものも含め細かな調整等が考えられるところであり、本件議会对応においては、その業務の性質上、議事録等を作成する必要がないものであったとしても、不合理とまでは言えない。

以上のことから、本件請求の対象となる文書が存在しないとする実施機関の説明は、不合理であるとまでは言えず、本件決定は妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子